

東京大学宇宙線研究所附属カナリア高エネルギー宇宙物理観測研究施設運営委員会規則

平成31年4月1日制定

(設置)

第1条 東京大学宇宙線研究所附属カナリア高エネルギー宇宙物理観測研究施設(以下「施設」という。)に運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、施設長の諮問に応じ、施設の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員約7名をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、施設長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に、所長が委嘱する。

- (1) 施設専任の教授又は准教授
- (2) 学外の学識経験者のうちから若干名
- (3) その他所長が必要と認めた本学の教授又は准教授

2 学外者の委員の数は、学内から選出される委員の数を超えないものとする。

(任期)

第6条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

2 委員が任期途中で交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、教授会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行によって平成31年4月1日に最初に任命されるカナリア高エネルギー宇宙物理観測研究施設運営委員会委員長及び委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、1年とする。